

2019 東日本セーリングカップ帆  
走 指 示 書  
(SAILING INSTRUCTIONS)

帆走指示書における[DP] [SP] [NP] の表記は、下記のとおりとする。

[DP]は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。

[SP]は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。

レース委員会は抗議することができ、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーを決定する。

[NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a) を変更している。

1. 規則

- 1.1 セーリング競技規則 2017-2020 (以下『規則』) を適用する。
- 1.2 規則 42 条違反に対しては 付則 P を適用する。
- 1.3 規則 付則 T が適用される。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部前の公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 8:30 までに通告する。
- 3.2 日程の変更は、そのレースが実施される前日の 20:00 までに通告する。

4. [DPI] [NP]安全規定

- 4.1 レース委員会は、下記の安全規定の違反に対し、艇を抗議する。
- 4.2 レースに参加(出艇)しない艇は、レース委員会が準備した『リタイア報告書』に記入しなければならない。
- 4.3 [SP] チェックアウトチェックイン
  - 4.3.1 レースに参加しようとする競技者は、出艇前に出艇・帰着申告所にて『出艇申告書』にサインしなければならない。
  - 4.3.2 レースに参加した競技者は、帰着後、抗議締切り時間内に帰着申告所にて『帰着申告書』にサインしなければならない。
- 4.4 海上でリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース委員会艇にその旨を伝えること。また、帰着後、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければならない。
- 4.5 [SP] 指示 4.4 のリタイア艇は抗議締切り時間内にレース委員会が準備した『リタイア報告書』に記入しなければならない。

5. 陸上で発する信号

- 5.1 陸上で発する信号は、大会本部前の信号柱に掲揚する。

- 5.2 [DP] 音響 1 声とともに掲揚される「D旗」は、「予告信号は、D旗掲揚後 40 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。
- 5.3 個別のレースに対して、「AP旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 40 分前までに「D旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』の中の「1 分」を「40 分」と置き換える

## 6. 日程

### 6.1 競技日程 2019 年 4 月 28 日 (日)

9:00～ 受付 (大会本部)

9:30～ 開会式, ブリーフィング

10:30 その日の最初のクラスの 予告信号予定時刻 引き続きレースを行う。

2019 年 4 月 29 日 (月) 祝

9:00～ ブリーフィング

9:55 その日の最初のクラスの 予告信号予定時刻 引き続きレースを行う。

16:00 閉会式

※お昼は帰港しない為、食事を海上に持っていく事。

6.2 本大会はすべてのクラス 6 レースとし 1 日に行うレースは最大 4 レースとする。ただし天候等の理由により、この数を上回る数のレースを行うことがある。

6.3 引き続きレースを実施する場合、艇に注意を喚起する為に、予告信号の少なくとも 5 分以前に、スタート信号艇に音響 1 声とともに「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚する。

6.4 4 月 29 日は 15:00 以降に予告信号が発せられる事はない。

## 7. クラス旗

クラス	クラス旗
470、セーリングスピリッツ級	470級の記章を記した白色旗
420級/FJ級	420級の記章を記した白色旗
レーザー級/レーザーラジアル級/レーザー4.7	ピンク色旗

## 8. レースエリア・コース

8.1.1 添付図 A にレースエリアの位置を示す。

8.1.2 添付図 A どおりのレースエリアにならなくても、艇からの救済の要求の根拠とはならない。この項は規則 62.1(a)を変更している

8.2 添付図 B の見取り図はレグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.3 予告信号以前に海上本部船にコース、最初のレグのおおよそのコンパス方位、おおよその距離を掲示する。

9 マーク

マーク 1, 2	黄色円筒形
マーク 3P・3S, 4P・4S	オレンジ色球形
マーク変更時の新しいマーク	赤色円筒形

10 スタート

10.1 レースは規則 26 を用いてスタートさせる。

10.2 スタート・ラインは、スターボードの端となる海上本部艇のオレンジ色旗を掲揚しているポールまたはマストとレースコミッティーボートのオレンジ色旗を掲揚しているポールもしくはマストの間とする。

10.3 [DP][NP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・ラインから 100m の範囲を回避しなければならない。

10.4 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。

これは RRS A4.1 を変更している。

11 コースの次のレグの変更 コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は、新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12 フィニッシュフィニッシュ・ラインはレース委員会艇のオレンジ色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

13 タイムリミットと目標時間

13.1 タイムリミットと目標時間は次の通りとする。

タイムリミット	マーク 1 タイムリミット	先頭艇フィニッシュ後	ターゲットタイム
70	20	10	40

13.2 タイムリミット内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「DNF」と記録される。これは規則 3 5 付則 A 4 及び A 5 を変更している。

13.3 マーク 1 のタイムリミット内に、1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合はレースを中止する。目標タイム通りならなくても救済の根拠にはならない。これは規則 62.1(a) を変更している

14 抗議と救済の要求

14.1 抗議書は、レガッタオフィスで入手できる。抗議及び救済または再審の要求は適切な制限時間内に提出しなければならない。

14.2 抗議締切り時間はその日の最終レース終了後 60 分とする。この項は規則 62.2 を変更している。

- 14.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に通告するために、抗議締切り時刻後 30 分以内に通告書を掲示する。審問は大会本部審問スペースで行われ、抗議締切り時刻前に行われることもある。
- 14.4 レース委員会、またはプロテスト委員会による抗議を規則 51.1(b) に基づき伝えるために公示する。
- 14.5 指示 15.7 と規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを掲示する。
- 14.6 [NP] マークの S I ルール違反は、艇による抗議あるいは救済の要求の根拠とはならない。この項は規則 60.1 (a) を変更している。
- 14.7 [SP] マークの S I ルール違反は、レース委員会が審問なしに標準的なペナルティーを適用することができる。これらの違反と関連する標準の罰則のリストは、公式掲示板に掲示される。レース委員会は、標準的なペナルティーが不適切であると考えたとき、艇を抗議することがある。この項は規則 63.1 および付則 A5 を変更している。
- 14.8 最終日のレースでは、審問の再開を要求する場合、次の時間内に提出されなければならない。要求する当事者が前日に判決を通告された場合には抗議締切り時間内。要求する当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。この項は、規則 66 を変更している。

## 15 得点

- 15.1 大会の成立には、1 レースを完了することを必要とする。
- 15.2 艇の得点は次の通りとする。
- 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
- 5 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。これは規則 A2.1 を変更している。

## 16 [DP] [NP] 乗員の交代と装備の交換

- 16.1 競技者の交代は、レース委員会の書面による事前承認なしでは許可されない。
- 16.2 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に行わなければならない。

## 17 [DP] [NP] 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っている事を確認する為、いつでも検査される事がある。水上で艇は、レース委員会のエクイップメント・インスペクターまたはメジャラーにより、検査されることがある。艇は、エクイップメント・インスペクターまたはメジャラーの指示に従わなければならない。

## 18 運営艇の識別

運営艇の標識は次の通りとする。

レース委員会艇	白色旗
プロテスト委員会艇	緑色旗”
レスキュー艇	白色旗

## 19 支援艇

- 19.1 艇の支援要員が支援艇を用いる場合は、事前にレース委員会に登録しなければならない。
- 19.2 支援艇は、レース委員会艇の運行を妨げてはならない。また、指示 20.3 に基づくレース委員会の要請がない限り、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 19.3 天候その他の事情により、レース委員会は支援艇に曳航の要請をする場合がある。

## 20 [DP] [NP]ごみの処分

ごみは支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

## 21 [DP][NP]無線通信

緊急の場合を除き、艇はレース中無線送信と、すべての艇が利用できない無線通信の受信をしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

## 22 賞

レース公示に準ずる。

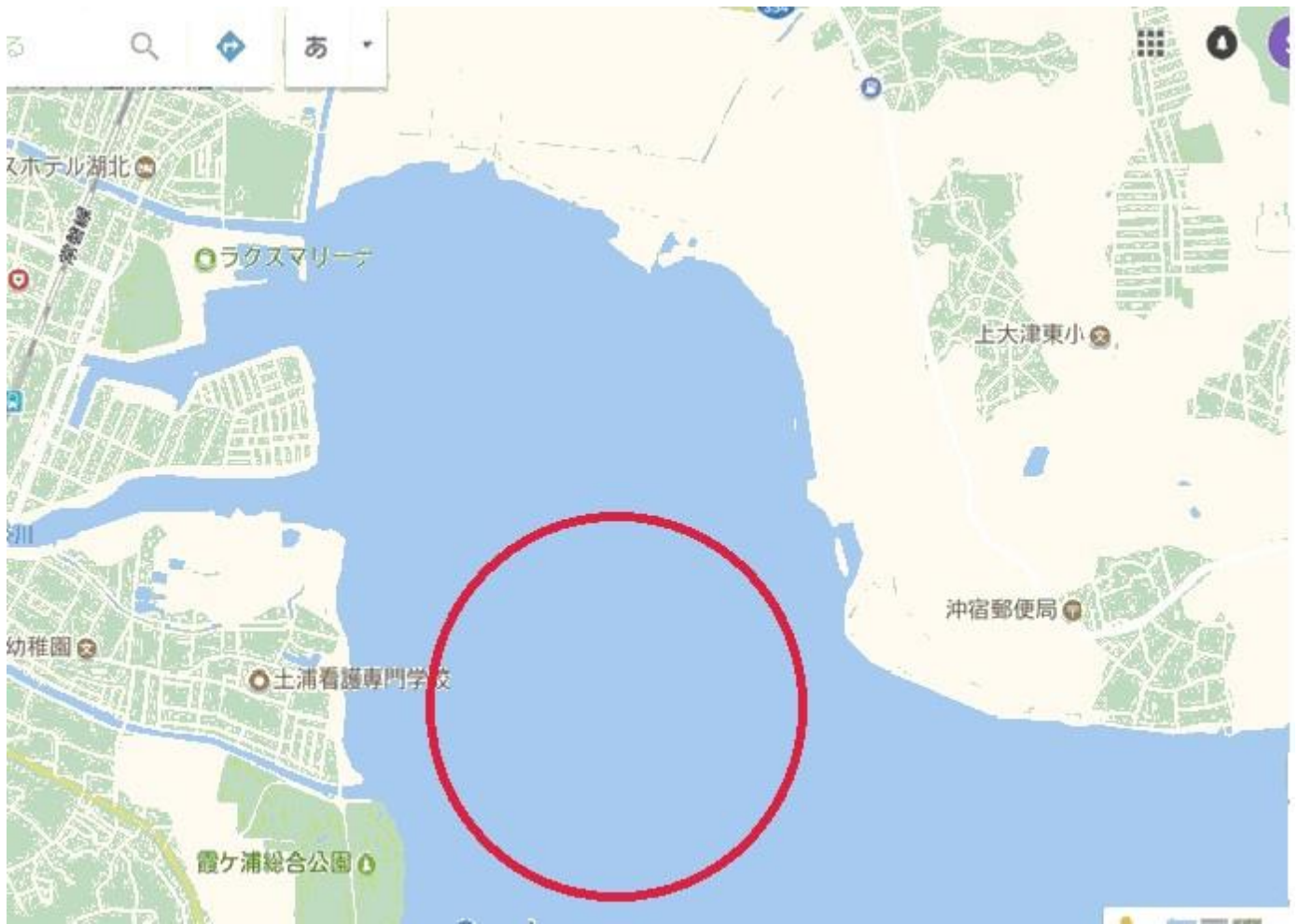
## 23 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則 4『レースをすることの決定』参照。主催団体及びこれに関わる全ての団体、役員その他全ての関係者は、競技者がレガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後において受けた物的損傷また個人の負傷もしくは死亡にたいして責任を否認する。

## 24 保険

各参加艇は、インシデント毎に最低 1 億円を保証するか、または同等の、有効な第三者賠償責任保険に加入していることを推奨する。参考 <http://www.jsaf.or.jp/hoken/>

添付図 A



添付図 B

